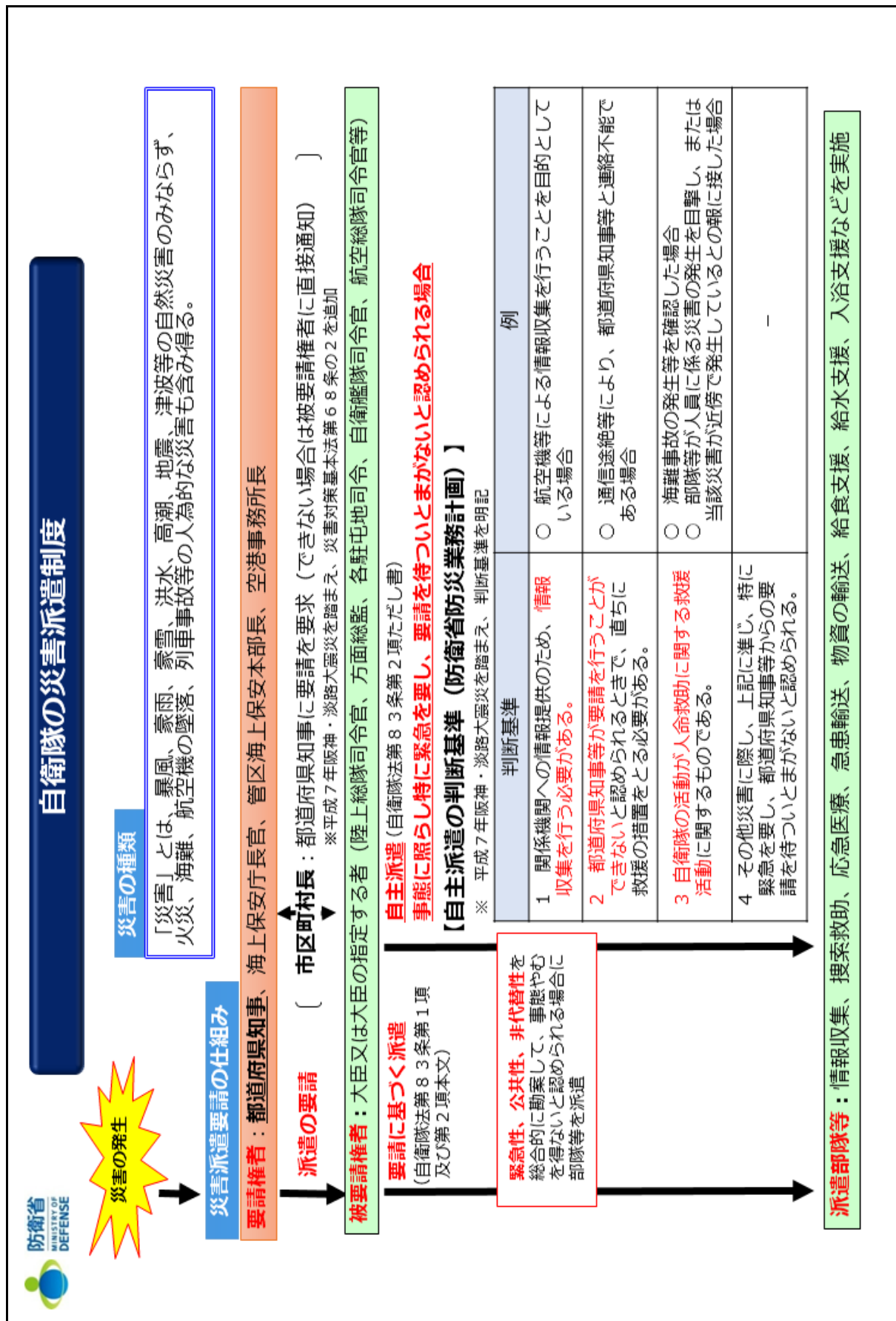


〔資料編〕

資料目次

資料 1-①	自衛隊の災害派遣制度	45
資料 1-②	調査対象とした自然災害における自衛隊災害派遣概要	46
資料 1-③	調査対象市町村における自衛隊の活動状況	48
資料 2-①	「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和 3 年 9 月 3 日付け統幕運 2 第 127 号）〈抜粋〉	49
資料 2-②	愛媛県広域防災・減災対策検討協議会（令和元年 5 月 21 日開催）資料〈抜粋〉	49
資料 2-③	市町村危機管理・防災・消防担当課長会議（令和 3 年 4 月 21 日開催）資料〈抜粋〉	54
資料 2-④	あさぎり町球磨川水害タイムライン（令和 3 年 6 月 23 日作成）	59
資料 2-⑤	地域防災計画における自衛隊の活動拠点に関する記載例	60
資料 2-⑥	「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」〈抜粋〉	61
資料 2-⑦	「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和 2 年 8 月環境省・防衛省）〈抜粋〉	62
資料 2-⑧	自衛隊の災害派遣要請文書及び撤収要請文書の例	65
資料 2-⑨	「令和元年台風 19 号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について」（令和元年 11 月 5 日福島県防災専門監作成）	69
資料 2-⑩	入浴支援に係る災害時応援協定の例	70
資料 3-①	地域防災計画の改定の例	76
資料 3-②	市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（概要）	77
資料 3-③	地方公共団体における防災担当職員（退職自衛官）の活動例	78



(注) 防衛省の資料による。

資料1-② 調査対象とした自然災害における自衛隊災害派遣概要

【平成30年7月豪雨】

平成30年7月豪雨に伴う自衛隊災害派遣概要（全体）（最終報） 30.8.18
防衛省

態勢	約410名、航空機5機、艦船1隻	広島県		岡山県	
	活動実績	要請日時	7月6日(金)21時00分	要請日時	7月6日(金)23時11分
人命救助等	2,284名	撤収要請	8月14日(火)10時30分	撤収要請	8月18日(土)12時00分
給水活動	18,973.3ト	活動概要		活動概要	
入浴支援	94,119名	○ 7月6日(金)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、広島市、東広島市、海田町、坂町など8市4町に対し人命救助、行方不明者捜索、給水支援、入浴支援、物資輸送、道路啓開、瓦礫等処理等の活動を行いました。		○ 7月6日(金)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、岡山市、倉敷市、高梁市、総社市など6市に対し人命救助、行方不明者捜索、給水支援、入浴支援、物資輸送、防疫支援、瓦礫等処理、宿泊支援等の活動を行いました。	
給食支援	約20,590食	○ 8月13日(月)、警察、消防、自衛隊による行方不明者一斉捜索の支援を終え、広島県における活動を終了いたしました。		○ 8月18日(土)、チャーター船「はくおう」による宿泊支援を終え、岡山県における活動を終了いたします。	
物資輸送	飲料 : 182,512本 食料 : 74,027食 燃料 : 125.5ト その他：扇風機等				
土のう作成	約5,200袋(約480m)				
道路啓開	約39.8km				
瓦礫処理等	ダンブカー-13,890台分				
愛媛県					
要請日時	7月7日(土)06時10分				
撤収要請	8月15日(水)21時00分				
活動概要		特記事項			
○ 7月7日(土)に人命救助に伴う災害派遣要請を受け、松山市、宇和島市、大洲市、上島町など5市1町に対し人命救助、給水支援、入浴支援、給食支援、物資輸送、道路啓開、防疫支援、瓦礫等処理等の活動を行いました。		チャーター船「はくおう」による宿泊支援 第7回(8月15日(水)～16日(木))、岡山県水島港において実施し、38名が宿泊(延べ349名)。 第8回(8月17日(金)～18日(土))で活動終了。		自衛隊の災害派遣活動 8月18日(土)、岡山県の撤収要請を受け、平成30年7月豪雨に伴う自衛隊の災害派遣活動は終了。	
○ 8月15日(水)、入浴支援を終え、愛媛県における活動を終了いたしました。					

【平成30年北海道胆振東部地震】

北海道胆振東部地震に係る災害派遣の活動状況について 平成30年11月
防衛省

自衛隊は、9月6日(木)から10月14日(日)までの39日間、被害が甚大であった厚真町、安平町、むかわ町を中心に活動を実施。

- ① 人命救助・行方不明者捜索を24時間態勢で実施。
- ② 給水支援及び入浴支援を実施するとともに、調理した温かい食事を提供する給食支援を実施。
- ③ 入間基地を拠点とし、電力の停電復旧のための器材及び飲料水等の緊急物資の航空輸送を実施。
- ④ 降雨や土砂等による厚真ダム崩壊防止のため、水位計の設置、ブルーシートの敷設、流木等除去及び道路啓開を実施。
- ⑤ 即応予備自衛官255名を招集し、生活支援活動を実施(即応予備自衛官の招集は、平成9年の制度創設以来4回目)。
- ⑥ 民間チャーター船「はくおう」が入浴支援(1,547名)を行うとともに、同じく民間チャーター船の「ナッチャンWorld」が電力の停電復旧のため、器材等の輸送支援を実施。
(「はくおう」:川崎市東扇島港～苫小牧港、「ナッチャンWorld」:仙台港～苫小牧港)

活動実績(延べ数)	
人命救助等	46名
道路啓開	約7.9km
給水支援	約1,190ト
入浴支援	24,091名
給食支援	166,963食

【令和元年房総半島台風】



令和元年房総半島台風（台風15号）に係る災害派遣

- 全般
- 9月9日未明、房総半島台風(台風第15号)により関東地方を中心に多くの地点で最大風速の観測記録を更新、千葉県・神奈川県等においては、倒木などに伴う大規模な停電・断水といった甚大なインフラ被害や、屋根の破損など多数の家屋被害などが発生
 - 9月10日、千葉県知事から災害派遣要請（給水支援、停電復旧のための倒木・土砂除去等、入浴支援等）
 - 9月10日、神奈川県知事から災害派遣要請（停電復旧のための倒木除去等）
 - 9月15日、東電本社に連絡員を派遣し、16日に東電本社及び千葉県内6カ所に自衛隊・東電共同調整所を設置
 - 9月17日、約3,000人で倒木除去を継続的に行うため、ローテーションの実施を含め、最大で10,000人に対応できる態勢を確立
 - 現地活動人員延べ約54,000人(活動人員延べ約96,000人)により、停電復旧のための倒木等除去、給水・入浴支援などの生活支援、ブルーシート展張支援などを実施
 - 11月5日、千葉県知事からの災害派遣撤収要請を受け、全ての災害派遣活動が終了

主な活動内容

- **停電復旧のための倒木等除去** (9.10~9.27)
 - ・ 計43市町、延べ約35,600人派遣
- **給水支援（病院・一般住民向け）** (9.10~9.25)
 - ・ 計23市町、延べ約1,300t
- **入浴支援** (9.11~9.25)
 - ・ 計14市町、延べ約28,000名利用
- **ブルーシート展張支援** (9.15~9.30、10.3、10.4)
 - ・ 計27市町、延べ約1,820箇所
- **患者輸送** (9.10、9.14)
 - ・ 患者計12名を木更津等から柏・松戸の病院へ搬送を実施
- **輸送支援**
 - ・ 秋田県、徳島県、香川県及び熊本県の倉庫から千葉県へ約12,000枚のブルーシートを輸送 (9.15~9.16)
 - ・ 館山市に集積された約2,000個のLEDランタンを八街市へ輸送 (9.17)
- **災害廃棄物処理** (9.26.27)
 - ・ 館山市において道路に飛散した瓦礫の除去を実施
- **情報収集** (9.10、9.11、9.13~9.28)
 - ・ ヘリ映像伝送機、ドローン等による情報収集

活動概要



連絡員（リエゾン）等の派遣

- 千葉県庁等に最大時（9.21）約90名の連絡員を派遣（9.9~11.5）
- 最大時（9.21）約50名の連絡員を東京電力本社及び6事業所に派遣し、共同調整所を設置（9.16~9.27）
- 千葉県所在部隊が追加支援要望等の確認のため、各自自治体を巡回（10.1~10.7）

【令和元年東日本台風】



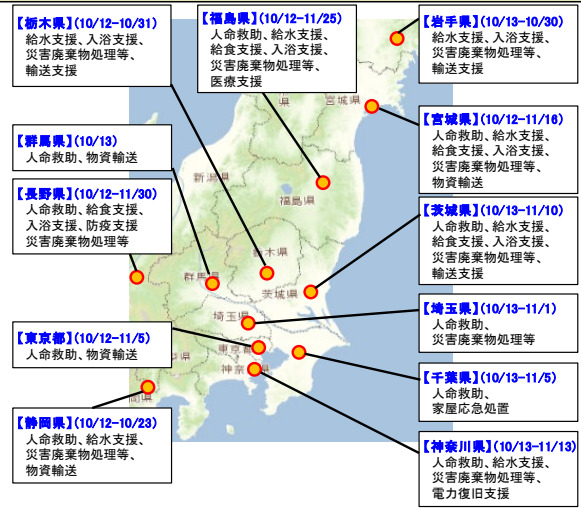
令和元年東日本台風（台風19号）に係る災害派遣

- 全般
- 10月12日、東日本台風(台風第19号)による大雨に伴い、河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、東北地方から関東甲信越地方まで広範囲にわたる被害が発生。現地活動人員延べ約84,000人(活動人員延べ約880,000人)により、人命救助、給水・入浴支援などの生活支援などを実施
 - 10月12日以降、12都県知事からの災害派遣要請を受け、陸上総隊司令官を指揮官とした**統合任務部隊を編組**し、31,000人態勢（11月8日：陸自東北・東部方面隊による態勢に移行）
 - 10月14日、予備自衛官・即応予備自衛官を招集（11月9日招集終了。出頭者数計：即応予備自衛官368名、予備自衛官53名）
 - 最大、12都県で実施していた活動は逐次終了し、11月30日、長野県知事からの撤収要請を受けて全ての活動を終了（現地活動人員：最大時約5,500名（10月20日））

統合任務部隊の編成



活動概要



活動内容	実績（延べ数）
人命救助	約2,040名
給水支援	約7,030 t
入浴支援	約70,230名利用
給食支援	約50,360食
災害廃棄物処理・道路啓開	約95,580 t・約100 km
防疫支援	約349,950㎡
ブルーシート展張	約1,040軒

【令和2年7月豪雨】

公表資料		令和2年(2020年)7月豪雨に係る災害派遣について	2020年8月7日 防衛省	
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月4日(土)、熊本県知事から陸自第8師団長(北熊本)に対して災害派遣要請。 ○ 7月5日(日)、即応予備自衛官の招集に関する自衛隊行動命令(最大約200名)を发出し、9日(木)、即応予備自衛官を最大約400名、予備自衛官を最大約100名招集する自衛隊行動命令を发出。 ○ 7月7日(火)、福岡県知事、大分県知事からそれぞれ陸自第4師団長(福岡)に対して災害派遣要請(7月7日、福岡県知事より撤回要請。7月10日、大分県知事より撤回要請)。 ○ 7月23日(木)、2万人態勢から地域の担任部隊に対応する態勢に移行し、即応予備自衛官・予備自衛官も招集解除。 ○ 7月30日(木)、山形県知事から陸自第6師団長(神町)に対して断水に伴う給水支援の災害派遣を要請(8月2日撤回要請)。 ○ 8月7日(金)、熊本県知事から陸自第8師団長(北熊本)に対して災害派遣撤回要請。 			
	<p align="center">自衛隊の活動実績【実績値は8月6日(木)2400名現在】 活動人員延べ約34万人 ※ 数値等については速報値であり、今後変更となる場合があります。</p>			
	人命救助捜索(7月4日~21日) 活動地域:熊本県、福岡県、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊の地上部隊のボート等が救助を実施。【延べ救助者数:981名】 ○ 各自衛隊のヘリコプターにより吊り上げ救助を実施。【延べ救助者数:794名】 ○ 海上自衛隊の艦艇が行方不明者の捜索を実施。 	救助者数(合計) 1,775名	
	災害廃棄物・土砂・流木等処理 (7月10日~28日、8月4日~7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊の部隊が、八代市、人吉市、球磨村、津奈木町で災害廃棄物を処理。【延べ約3,390t】 ○ 陸上自衛隊の部隊が、人吉市、八代市、球磨村、芦北町、津奈木町で土砂・流木等を処理。【延べ約5,829トン】 		
	道路啓開(7月4日~18日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、人吉市、球磨村、芦北町、津奈木町、八代市の道路を啓開。【延べ約25km】		
	物資の輸送(7月4日~21日)	○ 陸上・海上・航空自衛隊のヘリコプターや陸上自衛隊の車両が、熊本県八代市、球磨村、人吉市、芦北町、多良木町、山江村、山口県萩市等へ水、食料等の物資を輸送。【延べ約227トン】		
給水支援 (7月5日~21日:九州) (7月31日~8月2日:山形)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上・航空自衛隊の部隊が、これまで熊本県人吉市、八代市、芦北町、球磨村、相良村、氷川町、大分県由布市、鹿児島県薩摩川内市で給水を支援。【延べ約289トン】 ○ 陸上自衛隊の部隊が、山形県尾花沢市(おばなざわし)及び大石田町で給水を支援。【延べ約40トン】 			
配食支援(7月6日~9日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、球磨村、芦北町で配食を支援。【約7,350食】			
入浴支援(7月7日~26日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、これまで最大9ヵ所(八代市1、人吉市4、芦北町1、多良木町1、球磨村1、山江村1)で入浴を支援。【延べ約8,370名】			
医療支援(7月11日~18日)	○ 陸上自衛隊の医官等が、球磨村、芦北町、人吉市、八代市で巡回診療・保健指導を実施。			
防疫支援(7月13日~27日、8月4日~7日)	○ 陸上自衛隊の部隊が、八代市、人吉市、球磨村で防疫を支援。			
被害情報収集(7月4日~8月7日)	○ 陸上自衛隊の地上映像伝送部隊及びヘリコプター(映像伝送機)等が被害地域の情報収集を実施。			
連絡員の派遣(7月4日~8月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本県、山形県等の県庁及び関係市町村に対して部隊の連絡員を派遣。 ○ 本省企画官級を長とした4名の調整チームを熊本県庁に派遣。 			
即応予備自衛官等の活動 (7月8日~23日)	○ 即応予備自衛官及び予備自衛官が災害廃棄物の処理、物資の輸送、医療支援等の業務に従事。【出頭人員数:即応予備自衛官延べ約1,600名、予備自衛官延べ約140名】			

(注) 防衛省の資料による。

資料1-③ 調査対象市町村における自衛隊の活動状況

区分	災害名					計
	平成30年7月豪雨	平成30年北海道胆振東部地震	令和元年房総半島台風	令和元年東日本台風	令和2年7月豪雨	
自衛隊の支援を受けた市町村数	4	12	16	41	14	87
① 人命救助	4	1	0	20	8	33
② 給水支援(住民向け)	3	9	10	10	5	37
③ 給水支援(医療機関向け)	1	1	1	5	0	8
④ 給食支援	1	4	0	4	1	10
⑤ 入浴支援	3	5	12	11	5	36
⑥ 医療支援	0	2	0	0	0	2
⑦ 災害廃棄物等処理	2	0	0	16	2	20
⑧ 道路啓開	2	1	5	12	5	25
⑨ 物資輸送	2	6	0	6	8	22
⑩ 防疫支援	3	0	0	4	0	7
⑪ 電力復旧支援(倒木等除去)	0	0	10	4	0	14
⑫ 家屋応急処置(ブルーシート展開)	0	0	15	0	1	16
⑬ その他	0	5	1	16	3	25

(注) 当省の調査結果による。

資料 2-① 「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和 3 年 9 月 3 日付け統幕運 2 第 127 号）〈抜粋〉

2 通達の適用

以下の状況において、本通達を適用し、情報収集を実施する。

- (1) 地震（震度 5 弱以上）の発生
- (2) 南海トラフ地震臨時情報の発表
- (3) 津波警報又は大津波警報の発表
- (4) 台風等、被害が大規模と判断される状況の発生又はそのおそれの発生
- (5) 火山噴火に係る特別警報の発表
- (6) 気象等に係る特別警報及び氾濫発生情報、高潮氾濫発生情報の発表

資料 2-② 愛媛県広域防災・減災対策検討協議会（令和元年 5 月 21 日開催）資料〈抜粋〉



災害派遣とは？

9

災害派遣



災害派遣とは**自然災害や大規模な事故に際して**、国民の生命・財産を保護するもの

10

災害対処に係る法的枠組み及び特性

法的
枠
組
み

災害対策基本法

関係する組織等
・政府
・地方自治体
・市民

災害対処に係る段階
・予 防
・応急対処
・復 旧

その他の関連法(自衛隊法を含む)

特
性

第一義的な対応者: **市民自らによる対応**

災害の被害が甚大な場合: **政府による対応**

※ 自衛隊による対処は、政府による災害対処の一部

11

自衛隊法(任務)

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、**我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。**

本 来 任 務	主たる任務 (1項前段)	我が国の防衛 ※ 自衛隊のみが果たし得る任務
	従たる任務 (1項後段)	必要に応じ公共の秩序維持 ※ 第一義的には警察機関等の任務
	従たる任務 (2項各号)	○ 重要影響事態 への対応 ○国際平和協力活動 等

12

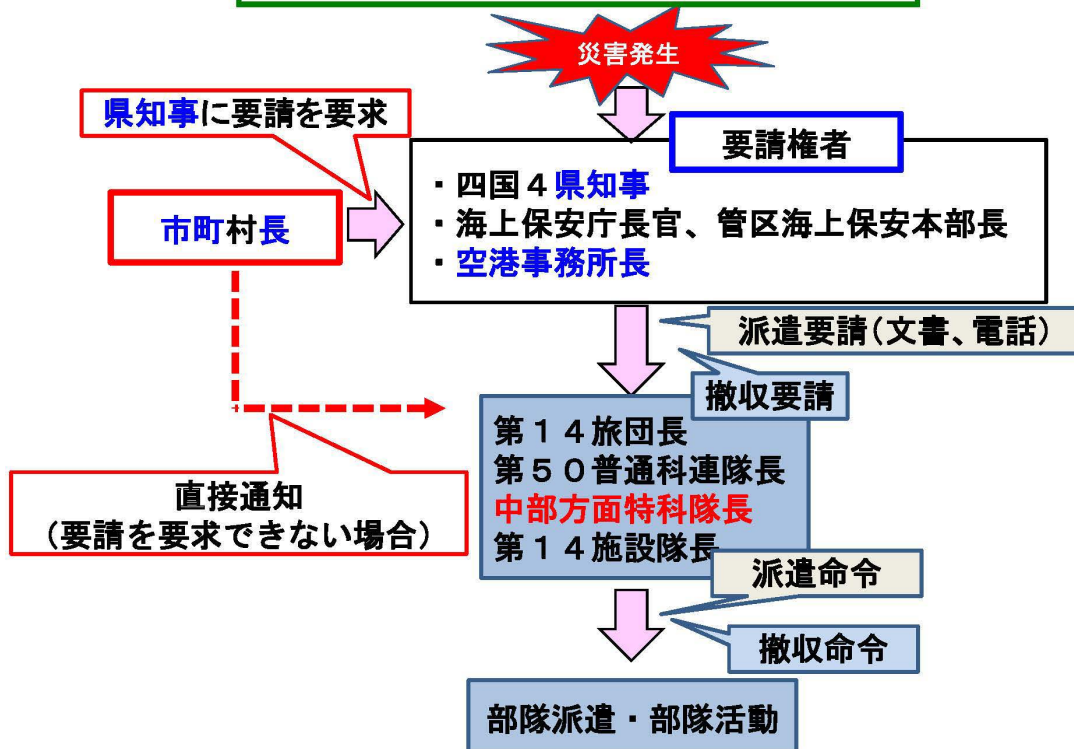
災害派遣の種類等 ①

種 類	災害派遣 (隊法83条)	地震防災派遣 (隊法83条の2)	原子力災害派遣 (隊法83条の3)
目 的	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産を保護 	地震災害に関する警戒宣言発令後における地震応急対策（人員物資の輸送、情報収集等） 	原子力緊急事態宣言発令後における原子力緊急事態応急対策（モニタリング支援、人員・物資の輸送） 

- ※ 地震災害に関する警戒宣言
地震予知情報の報告を受け、応急対策を行う必要がある場合に内閣総理大臣が発する宣言
- ※ 原子力緊急事態宣言
原子力緊急事態（放射線等が異常に放出された事態）が発生した際、内閣総理大臣が発する宣言

13

災害派遣の要請 ②



18

災害派遣の判断基準である3要件について

① 緊急性

差し迫った必要性があること

② 公共性

公共性の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

③ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと（民需を圧迫しない事）

総合的に判断

○ 3要件を満たす。

× 3要件を満たさない。

自衛隊による実際の活動

自衛隊の活動は行わない

15

(注) 防衛省（中部方面特科隊）の資料による。

資料 10

危機管理防災課

自衛隊の災害派遣要請について

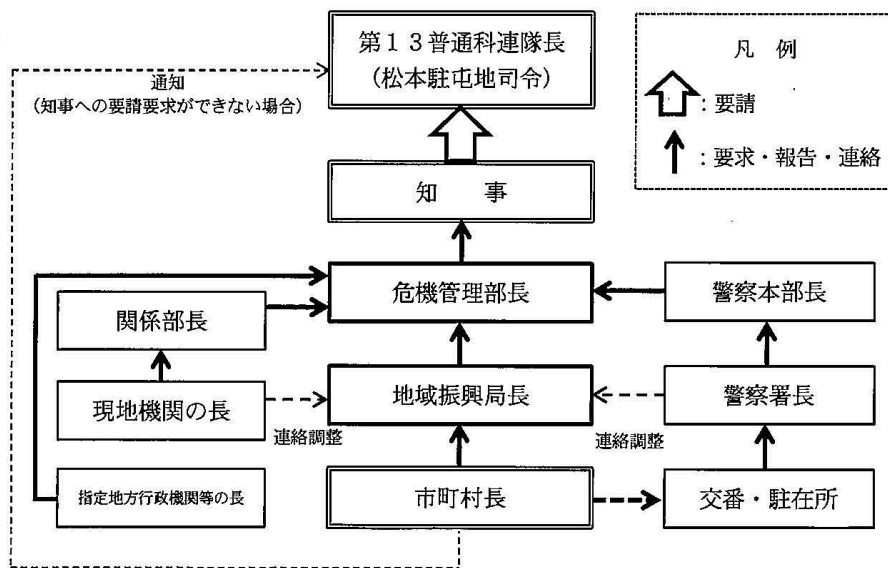
1 災害派遣の要請（自衛隊法第 8 3 条第 1 項）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 災害派遣の要請の要求（災害対策基本法第 6 8 条の 2）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

3 要請系統（長野県地域防災計画 風水害対策編第 3 章第 6 節）



4 市町村長の要請の要求（長野県地域防災計画 風水害対策編第 3 章第 6 節）

- (1) 市町村長は、文書または口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。
- (3) 市町村長は、(1) の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 1 3 普通科連隊長に通知するものとする。

5 災害派遣要請要求の様式例

		文書番号
		年 月 日
長野県知事 阿部 守一 様		
	市町村長	印
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請を要求します。		
記		
1	災害の情况及び派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
4	その他参考となるべき事項	

6 自衛隊が災害派遣の実施を判断する要件

- (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (2) 緊急性
差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

7 自衛隊の災害派遣要請時等の当該市町村、県の役割等

自衛隊の災害派遣要請時、災害派遣間の運用時及び災害派遣撤収時における当該市町村、当該地域振興局及び県危機管理部の役割等は、別紙第1のとおりです。活動の参考としてください。

8 自衛隊からの連携強化のため依頼事項

各市町村との連携強化のため、防災会議及び国民保護協議会委員の任命について、自衛隊から別紙第2のとおり依頼がありましたので御連絡いたします。

自衛隊の災害派遣要請時等の当該市町村、県の役割等

区分	要件等	当該市町村	当該地域振興局	県危機管理部
災害派遣要請	①緊急性 ②公共性 ③非代替性	市町村長は、災害派遣要請の要件を満たすと判断した災害の概要、現地対応状況、災害派遣要求事由等※1を明らかにし、地域振興局長へ災害派遣要請を要求	局長は、災害派遣要請の要件を満たすと当該市町村長が判断した災害の概要、現地対応状況、災害派遣要求事由等を確認後、当該市町村長からの災害派遣要請の要求を危機管理部長へ報告	危機管理部長は当該地域振興局長からの報告を受け、知事から第1.3普通科連隊長へ派遣を要請
災害派遣間の運用	災害派遣部隊への運用ニーズは当該市町村長が明示	○自衛隊の活動に必要な事項の優先的な調整※2 ○意思決定権者である市町村長は所在位置を明示（災害対策本部、現地災害対策本部、現地合同調整所等） ○関係者を招致した災害対策本部会議等を適時開催※3し、当面又は事後の対処方針を決定・徹底	○市町村の災害対策本部等へ情報連絡員を派遣し、情報を収集して危機管理部等へ報告。必要に応じ、現地災害対策本部、現地合同調整所等へ移動 ○市町村災害対策本部、局の情報連絡員、関係機関等からの情報により局長自らの判断又は危機管理部の指示により、当該市町村等への所要の助言・支援等を調整・実施	○市町村災害対策本部、局の情報連絡員、関係機関等からの情報により、当該市町村等への所要の助言・支援等を調整・実施
災害派遣撤収要請	災害派遣要求事由が解消された場合	市町村長は、災害派遣要求事由が解消されたことを現地確認等により明らかにして地域振興局長へ災害派遣撤収要請を要求	局長は、災害派遣要求事由が解消されたとき市町村長が判断した現状の状況を確認後、市町村長からの災害派遣撤収要請の要求を危機管理部長へ報告	危機管理部長は局長からの報告を受け、知事に報告し、知事から第1.3普通科連隊長へ撤収を要請

※1 「自衛隊災害派遣要請時の調査項目について（通知）」（平成27年4月23日付27危第28号）を参照
 ※2 駐車・機場位置及び関係部隊・機関等との活動調整を実施する地点等（UTM座標を準備）、ヘリポート周辺規制等別冊「空中消火（災害派遣）活動における航空安全確保の手引書（試行）」を参照
 ※3 災害対策本部会議等を開催する場合は、事前に①会議等の目的②日時③場所を伝達



27 危第 28 号
平成 27 年 (2015 年) 4 月 23 日

市町村防災担当課長
様
地方事務所地域政策課長

長野県危機管理部危機管理防災課長

自衛隊災害派遣要請時の調査項目について (通知)

県が行う自衛隊に対する災害派遣の要請について、事前協議を円滑に進めるため、調査項目を別添のとおり定めました。

つきましては、下記に御留意の上、自衛隊への災害派遣要請事務を行ってください。

なお、「自衛隊災害派遣要請時の調査項目について (通知)」(平成 18 年 3 月 31 日付 17 危 1168 号) は、廃止します。

記

- 1 自衛隊の災害派遣要請の要件や手続きは、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に記載のとおりです。
- 2 この調査項目は、災害等についての情報を整理・共有し、事前協議に資するものです。
- 3 災害派遣要請の要求に当たっては、調査項目を可能な範囲で調査し、連絡をお願いします。

担 当	危機管理部 危機管理防災課 (課長) 竹内善彦 (担当) 吉原正夫
電 話	026-235-7184 (直通) 内線 5207
F A X	026-233-4332
E - mail	bosai@pref.nagano.lg.jp

自衛隊災害派遣要請時の調査項目

災害派遣要請についての事前協議のため、下記項目について、把握可能な範囲で記入願います。

【長野県危機管理部危機管理防災課 あて (電話：026-235-7408 FAX：026-233-4332)】

平成 年 月 日 時 分

要請市町村名			
同上担当者名		電話番号	
地域振興局名			
同上担当者名		電話番号	
災害発生場所			
災害発生(覚知)日時			
災害の状況 (規模(面積)、雨(積雪) 量等)			
被害の状況 (人的、家屋等)	(死者、行方不明者、負傷者、全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上(下)浸水、孤立集落(世帯))		
特記事項	(現場付近に民家があり、避難指示等を発出等)		
応急対策活動の状況 (捜索・救助、消火、除雪、状況把握等)	地上 (市町村職員、消防団員、消防本部、警察、その他)		
	空中 (ヘリコプター等)		
応援の状況 (隣接消防本部、他市町村、人数)			
自衛隊の派遣要請要求事由	(人命救助に自衛隊の協力が必要なため等)		
派遣希望期間	月	日から	必要な期間
派遣希望区域			
希望する活動内容	(行方不明者の捜索救助、空中消火等)		
進入路の状況 (車両の通行可否等)			
使用可能なヘリポート			
消火用取水場所	(湖、ダム、ため池等)		
その他参考事項			

(注) 長野県の資料による。

R3.6.23
危機管理監

あさぎり町球磨川水害タイムライン(4次案)

ステージ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6
警戒体制～災害対策本部	第1警戒体制	第2警戒体制	第3警戒体制		災害対策本部	
各防災関係機関との連携		LO(警察・消防・自衛隊)派遣要請			対処部隊派遣要請	人命救助 応急対策
避難情報の発令(決心)	高齢者等避難(L3)		避難指示(L4)			緊急安全確保(L5)
気象情報	気象予警報	注意報	警報	特別警報		
	線状降水帯					
	予想降水量	70mm/h	200mm/24h	発生		
	降水量					
球磨川水位	消防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
	1. 6m	2. 0m	3. 5m	3. 6m		
	2. 9m	3. 5m	4. 3m	4. 4m		
県管理河川水位 (洪水情報の危険度)	注意(黄)	警戒(赤)	非常に危険(薄紫)	極めて危険(濃紫)		
	洪水警戒体制		洪水調節放流	異常洪水時防災操作(緊急放流)		
市房ダム				土砂災害警報(警戒判定メッシュ1以上)		
土砂災害				土砂災害警報(警戒判定メッシュ1以上)		
各課の行動	総務課(※各課からの動員)	警戒体制の確立(※) (各防災関係機関との情報共有)	警戒体制の確立(※) (被害情報の収集・処理・分析及び応急対策の確立)	災害対策本部の設置(※)～運営		
	高齢福祉課・生活福祉課 健康推進課			指定避難所の開設～運営 (避難状況の把握・自主防災組織及び福祉避難所との連携)		
	建設課・農林振興課			清原寺ダムへの配置		
	消防団	水防(公助)・広報巡回・避難行動支援	水防(公助)・広報巡回・避難行動支援	災害対応準備	人命救助	
自主防災組織(避難所運営委員会含む)	水防(共助)・避難行動支援		避難所開設～運営支援			

ステージ移行基準(トリガー)



(注) あさぎり町の資料による。

資料 2-⑤ 地域防災計画における自衛隊の活動拠点に関する記載例

<p>長野市 地域防災計画 (令和3年8月) (抜粋)</p>	<p>風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 自衛隊の災害派遣 第3 自衛隊の活動 1 自衛隊の受入れ 会計部会計班・検査班は、自衛隊の派遣が確定した場合、次のとおり派遣部隊の受入れ体制を準備する。</p> <p style="text-align: center;">〈自衛隊の受入れ方法〉</p> <table border="1" data-bbox="432 551 1386 1055"> <tr> <td data-bbox="432 551 603 645">連絡窓口</td> <td data-bbox="603 551 1386 645">○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 645 603 739">作業体制</td> <td data-bbox="603 645 1386 739">○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 739 603 801">自衛隊集結地</td> <td data-bbox="603 739 1386 801">長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 801 603 1055">受入れ拠点</td> <td data-bbox="603 801 1386 1055">○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。</td> </tr> </table>	連絡窓口	○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。	作業体制	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。	自衛隊集結地	長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）	受入れ拠点	○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。								
連絡窓口	○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。																
作業体制	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。																
自衛隊集結地	長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイティング）																
受入れ拠点	○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。																
<p>館山市 地域防災計画 (令和3年4月) (抜粋)</p>	<p>第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請 3 千葉県大規模災害時における応援受入計画 (1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。 本市に係る広域活動拠点は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">広域防災拠点（広域活動拠点等）</p> <table border="1" data-bbox="432 1435 1386 1688"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1435 735 1469">支援ゾーン</th> <th data-bbox="735 1435 1102 1469">施設名</th> <th data-bbox="1102 1435 1386 1469">備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1469 735 1688" rowspan="6">館山・鴨川・勝浦ゾーン</td> <td data-bbox="735 1469 1102 1503">海上自衛隊館山航空基地</td> <td data-bbox="1102 1469 1386 1503">自衛隊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1503 1102 1536">航空自衛隊峯岡山分屯基地</td> <td data-bbox="1102 1503 1386 1536">自衛隊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1536 1102 1570">鴨川市総合運動施設</td> <td data-bbox="1102 1536 1386 1570">自衛隊、消防、警察</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1570 1102 1603">道の駅ふれあいパークきみつ</td> <td data-bbox="1102 1570 1386 1603">自衛隊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1603 1102 1637">県立館山運動公園</td> <td data-bbox="1102 1603 1386 1637">自衛隊、消防、警察</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 1637 1102 1688">旧安房南高校 市営市民運動場</td> <td data-bbox="1102 1637 1386 1688">消防 消防</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地	自衛隊	航空自衛隊峯岡山分屯基地	自衛隊	鴨川市総合運動施設	自衛隊、消防、警察	道の駅ふれあいパークきみつ	自衛隊	県立館山運動公園	自衛隊、消防、警察	旧安房南高校 市営市民運動場	消防 消防
支援ゾーン	施設名	備考（用途）															
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地	自衛隊															
	航空自衛隊峯岡山分屯基地	自衛隊															
	鴨川市総合運動施設	自衛隊、消防、警察															
	道の駅ふれあいパークきみつ	自衛隊															
	県立館山運動公園	自衛隊、消防、警察															
	旧安房南高校 市営市民運動場	消防 消防															
<p>あさぎり町 地域防災計画 (令和3年6月) (抜粋)</p>	<p>第4章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊災害派遣要請 7 派遣部隊等に対する処置 町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。 (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。 ※野営地は、あさぎり町総合グラウンドを予定</p>																

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-⑥ 「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」＜抜粋＞

(2) 各部隊等相互の調整要領

ア 調整の主管

自衛隊行動命令等によって主要部隊間等の指揮統制系統が明確化されていない状況において、情報収集に係る部隊等の調整を司る主要部隊指揮官（以下、「調整の主管となる主要部隊指揮官」という。）とし、細部は以下のとおり。

- (ア) 前項に示す状況における、調整の主管となる主要部隊指揮官は、当該警備区域を担当する方面総監とするほか、必要に応じ、都度、統合幕僚長が示す。
- (イ) 調整の主管となる主要部隊指揮官は、平素の段階において、発災当初における情報収集を迅速かつ組織的に実施し得るよう、関係する主要部隊指揮官と各種状況及び装備品等の特性を踏まえた情報収集要領を調整する。
- (ウ) 統合幕僚長は、必要に応じ、調整の主管となる主要部隊指揮官に情報収集等の内容等について確認するとともに、情報収集を実施する主要部隊指揮官に必要事項を示す。

イ 各部隊等間の情報の共有要領

- (ア) 情報収集を担当する主要部隊指揮官は、平素の段階において調整した情報収集要領に基づき、速やかに情報収集を実施して、その結果を統合幕僚長に報告するとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に対し、当該情報を通報し、共有する。

通報を受けた調整の主管となる主要部隊指揮官は、情報を収集・処理しつつ、必要な情報を関係する主要部隊指揮官と共有する。

また、担任区域が隣接する部隊等の長は、相互に緊密に協力するとともに、収集した情報について各部隊等相互に共有を図る。

- (イ) 統合幕僚長は、内閣危機管理監等からの情報要求がある場合、または必要に応じ、当該要求等に係る情報収集の実施について、関係する主要部隊指揮官に必要事項を示すとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に通知する。

統合幕僚長から必要事項を示されて、情報収集を担当する主要部隊指揮官は、その結果を統合幕僚長に報告するとともに、調整の主管となる主要部隊指揮官に通報し、共有する。

資料 2-⑦ 「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和 2 年 8 月環境省・防衛省）〈抜粋〉

4 関係機関の役割分担・連携

災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応にあたるのが前提である。令和元年東日本台風（台風第 19 号）においては、災害廃棄物を生活圏から撤去するため、環境省、防衛省、内閣府等の関係省庁と県及び市との間で行う現地調整会議における活動調整が有益であった。また、市町村が財政面での負担を憂慮し、民間事業者等との調整や契約が遅延したり、民間事業者の選定に時間を要した市町村があった一方で、長野県長野市において実施された「One NAGANO」では、市民・ボランティア・県・市・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かして活動できるよう、関係者との間で役割分担を実施して効果的な撤去を実現できた。

また、令和 2 年 7 月豪雨における熊本県の「人吉市内の大型災害ゴミ掃大作戦」や「球磨村の大型災害ゴミ搬出の寄り添い支援」では、自衛隊、トラック協会、産資協会等関係者の円滑な連携により、畳や家具・家電等の大型災害廃棄物が速やかに一掃され、生活再建を強力に後押しすることができた。

かかる経験を踏まえた、災害廃棄物の撤去に係る考え方及び連携の一例は以下のとおりである。

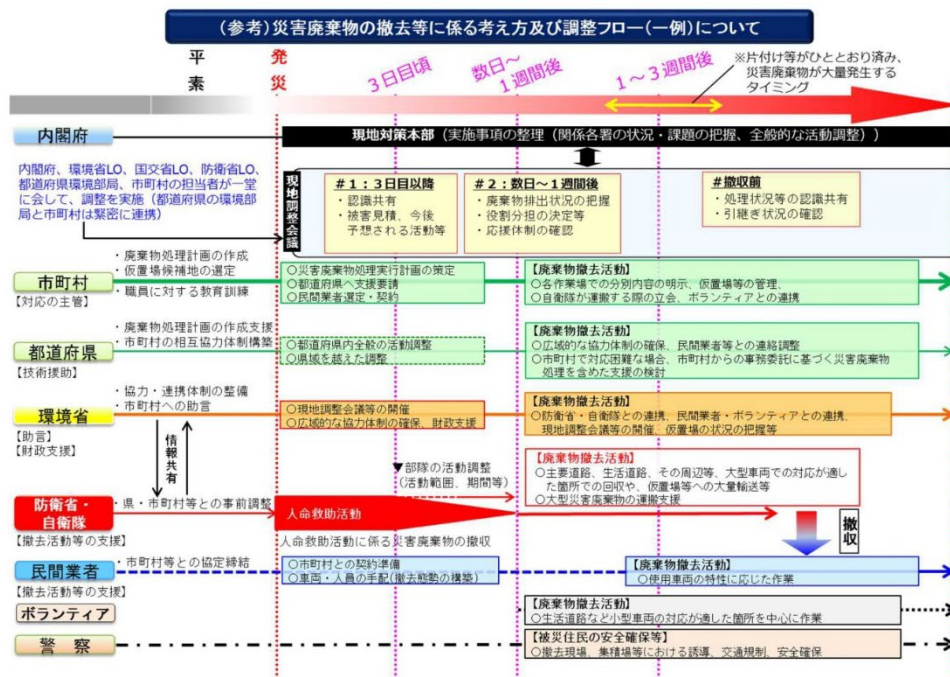


図 5 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フローの一例

(1) 環境省

環境省は、廃棄物処理の所管省庁として、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれる場合は、広域の応援体制に係る調整を実施するため、環境省現地支援チームを派遣する。また、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施する。

関係省庁との調整に関し、自衛隊の活動との連携については防衛省と、ボランティア・NPOの活動との連携については内閣府防災、全国社会福祉協議会、全国NPO団体（JVOAD）と情報共有・調整を行い、市町村が災害廃棄物処理をより円滑・迅速に実施できるよう調整を行う。役割分担の決定に際しては、路上や空き地等における災害廃棄物の堆積状況を踏まえ、令和元年東日本台風（台風第19号）の際、長野県長野市において実施された「One NAGANO」を参考に、環境省現地支援チームは市民・ボランティア・県・市・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となって、効果的な撤去を実施できるよう、関係者との間で役割分担を調整する。

また、市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言を行う。

(2) 都道府県

都道府県は、都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援、環境省への協力要請等を行う。また、都道府県内の市町村では処理が困難になった場合及び他都道府県からの支援要請があった場合の受入れ施設等の調整を行う。その他、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するため、環境省とも連携しつつ、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、管下市町村及び地域ブロック協議会と連携した広域的な支援体制の確保に向けた調整を行う。

(3) 市町村

一般廃棄物の処理に責任を持つ市町村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理を実施する。そのため、事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 防衛省・自衛隊

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、防衛大臣またはその指定する者は、「事態やむを得ないと認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に、必要な支援を実施することとし、具体的には、被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施する。

(5) その他

被災家屋からの災害廃棄物の搬出はボランティア・NPO等が、幹線道路、生活道路、その周辺等から仮置場までの運搬は自衛隊や民間事業者が実施するなどの役割分担・連携が考えられる。なお、自衛隊の車両及び重機については大型の車種が多いことを踏まえ、狭い路地などは民間事業者やボランティア・NPO等が担当し、幹線道路などは民間事業者と連携しつつ自衛隊が担当する等、状況や場所に応じた連携も考えられる。

また、生活圏から円滑かつ迅速に処理するため、仮置場への輸送に際し、使用する経路、時間帯を指定し、交通規制を実施する等、交通状況に応じた警察との連携に留意する必要があるとともに、土砂、流木等の撤去等に係る事項については、国土交通省との連携に留意する。



図6 災害廃棄物の収集運搬体制の標準的な例

資料 2-⑧ 自衛隊の災害派遣要請文書及び撤収要請文書の例

○派遣要請文書（愛媛県）



30 防第 150 号
平成 30 年 7 月 7 日

陸上自衛隊中部方面特科隊長 様

愛媛県知事 中村 時広



自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

松山市怒和島で土砂災害が発生し、7月7日4時33分現在、住家1棟が全壊しているほか、県下全域が豪雨に見舞われており、県内各地での災害発生が懸念されるため

2 派遣を希望する期間

7月7日午前6時10分から撤収要請まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

愛媛県全域 人命救助活動等

4 その他参考となるべき事項

(1) 連絡先

089-912-2335（防災危機管理課 直通）

(2) 連絡責任者

愛媛県県民環境部 防災局 防災危機管理課長 東 公弘

(3) 気象状況等

豪雨災害

(4) その他

地上部隊及び航空部隊を要請する。

○撤収要請文書（愛媛県）



30 防第 197 号
平成 30 年 8 月 14 日

陸上自衛隊中部方面特科隊長 様

愛媛県知事 中村 時広



自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急復旧等が概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時
平成 30 年 8 月 15 日午後 9 時 00 分
- 2 派遣要請依頼日時
平成 30 年 7 月 7 日午前 6 時 10 分
- 3 撤収作業場所
愛媛県全域
- 4 撤収作業内容
人命救助活動 等

○派遣要請文書（福島県）

陸上自衛隊第44普通科連隊長 様

元危管第2615号
令和元年10月13日

福島県知事



自衛隊の災害派遣について（依頼）

このことについて、下記により自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

10月6日3時に発生した台風第19号は、非常に強い勢力を保ったまま、12日19時に伊豆半島に上陸し、13日にかけて東日本から東北地方に進む見込み。福島県は激しい雨が降り、大雨特別警報に続き土砂災害警戒情報が発令され、約45万世帯111万人に避難勧告が出されている。

(2) 派遣を要請する事由

現在重傷者1人、軽傷者1人が確認され、今後状況判明に伴い被災状況は増大するとみられる。県内の各河川における氾濫や土砂災害の発生による人的被害の拡大を防止するため、自衛隊による早急な救助活動と応急災害対策活動が必要である。

2 派遣を希望する期間

10月13日2時から行方不明者捜索などが完了するまで

3 派遣を希望する区域

福島県の県北・相双管内

4 希望する活動内容

行方不明者捜索など

5 派遣を希望する人員器材等

行方不明者捜索などに必要な人員器材等

（事務担当 危機管理部災害対策課 防災専門監 電話024-521-7820）

○撤収要請文書（福島県）

元危管第2617号
令和元年11月6日

陸上自衛隊第44普通科連隊長 様

福島県知事



自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

令和元年10月13日元危管第2615号で要請しました自衛隊の災害派遣について、下記のとおり部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収要請理由
救援活動が終了した。

2 撤収を希望する時期
11月6日10時10分

（事務担当 危機管理部災害対策課 防災専門監 電話024-521-7820）

（注）愛媛県及び福島県の資料による。

資料 2-⑨ 「令和元年台風 19 号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について」(令和元年 11 月 5 日福島県防災専門監作成)

1.11.5

専門監

令和元年台風 19 号に伴う自衛隊災害派遣活動の態勢整理について

1 現況

10月12日(土)の人命救助(郡山市)から災害派遣活動が開始され、給水・入浴支援、災害廃棄物の撤去等の諸活動が13市町村実施された。11月5日(火)に継続実施中の活動は、給水支援(相馬市)及び入浴支援(いわき市)の2活動

2 今後の活動見込み

- (1) 給水支援(相馬市)は、11月6日(水)終了見込み
- (2) 入浴支援(いわき市)は、月末終了見込み

3 業務予定

災害派遣活動の必要がなくなった時点※において、自衛隊に対し災害派遣の撤収を要請

(1) 第44普通科連隊長

相馬市の給水支援終了時点(11月6日(水)予定)

(2) 第6特科連隊長

いわき市の入浴支援終了時点(11月末頃予定)

(※市町村が災害派遣活動を必要としなくなったことの確認は、市町村に派遣されている県幹部リエゾンが、市町村災害対策本部会議や自衛隊指揮官と市町村代表者の現地確認時の立会による。)

4 その他

- (1) 災害派遣活動の実績整理：活動終了後速やかに
- (2) 自衛隊への感謝(感謝状等)意の表明：活動終了後できるだけ早い時期に
- (3) 災害派遣活動関連の分析検討(改善点とその処置)

(注) 福島県の資料による。

資料 2-⑩ 入浴支援に係る災害時応援協定の例

○災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定（愛媛県）

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- (1) 被災者等に対する入浴支援
- (2) 被災者等に対する生活用水の提供
- (3) 生活支援物資の置場提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課長、乙にあつては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町2丁目2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 尾原 譲

別記様式1

番 号
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属 職 名 ・ 氏 名 電 話 番 号
電 話 ・ ファクシミリ等 に よ る 要 請 の 日 時	年 月 日 () 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 (提 供 内 容 及 び 数 量 、 そ の 他)	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日 : 年 月 日 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従事者氏名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

○災害時における入浴機会の提供に関する協定書（ときがわ町）

災害時における入浴機会の提供に関する協定書

ときがわ町（以下「甲」という。）と株式会社温泉道場（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害が発生した場合において、乙が甲に行う協力事項等について必要な基本的内容を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

- (1) 被災者への入浴機会の提供
- (2) 入浴機会の提供時の乙の保有する消耗品の提供
- (3) 保有する飲料水の提供
- (4) 保有する雑用水の提供

（協力の申出等）

第3条 乙は、前条に掲げる協力事項を行う場合は、甲に文書又は口頭で申し出るものとする。

2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、広報などの必要な措置をとるものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく協力及び要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙が無償でこれを提供するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 9月28日

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490番地
甲 ときがわ町
ときがわ町長 渡 邊 一 美

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3700番地
乙 株式会社温泉道場
代表取締役社長 山 崎 寿 樹

災害時協力申出書

年 月 日

ときがわ町 御中

申出者 株式会社温泉道場

連絡先

担 当

災害時における入浴機会の提供に関する協定書に基づき、次のとおり協力を申出ます。

1 協力事項

- 被災者への入浴機会の提供
- 入浴機会の提供時の乙の保有する消耗品の提供
- 保有する飲料水の提供
- 保有する雑用水の提供

2 協力日時

年 月 日
AM・PM 時 分 から
AM・PM 時 分 まで

3 その他

(注) 愛媛県及びときがわ町の資料による。

資料 3—① 地域防災計画の改定の例

【木更津市地域防災計画（令和3年3月改定）】

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
<u>(8) 災害対策本部の機能強化</u> <u>イ 情報収集・発信体制の強化</u> 被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、 <u>情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。</u>	(新設)

【福島県地域防災計画（令和3年3月改定）】

一般災害対策編

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第6 県と自衛隊との連絡体制

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
知事（危機管理総室）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 <u>連絡先の確認や連絡員の受入スペースの確保など必要な準備を整えておくものとする。</u>	知事（危機管理総室）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 <u>連絡先など必要な準備を整えておくものとする。</u>

【芦北町地域防災計画（令和3年8月改定）】

第3章 災害応急対策計画

第8節 自衛隊派遣要請計画

（下線部分は改定部分）

改定後	改定前
<u>3 派遣部隊の撤退時期</u> <u>人命救助や道路啓開など、応急的な作業がおおむね完了した時点で、町と自衛隊指揮者との間で協議して撤退時期を決めるものとする。</u>	(新設)

（注）木更津市、福島県及び芦北町の資料に基づき当省で作成した。

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」について（令和2年4月策定）

概要

災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からの応援が不可欠。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要があり、そのための受援計画をなるべく負担を少なく策定できるよう、計画のひな型も含めた手引きを作成（令和3年6月改訂）。

I 編：災害時の応援・受援に関する基本事項

災害時の応援・受援に関する基本的な仕組みや考え方を示すとともに、事前に準備しておく事項、災害発生時の業務の流れなどを記載。

＜主な内容＞

- 第1章 受援体制整備の必要性**
 - ▶ 災害時、多種多様な業務が膨大に発生し行政機能が低下するため、外部からの応援受入れとその体制整備の必要性について記載
- 第2章 応援を受入れる上での心構えやポイント**
 - ▶ 躊躇しない応援の要請、災害マネジメントの重要性、業務を任せきりにしない等の応援を受入れる上での心構えやポイントを記載
- 第3章 応援の種類**
 - ▶ 国や地方公共団体などによる被災市町村に対する様々な応援の制度や枠組み等を紹介
- 第4章 受援体制の整備**
 - ▶ 庁内全体および各業務の受援担当者を選定や受入れ環境の確保など、平時に備えておくべき事項を記載
- 第5章 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ**
 - ▶ 災害発生時における被災市町村での応援受入れに関する基本的な業務の流れとその内容を整理
- 第6章 受援計画の策定**
 - ▶ 受援計画を策定する上での注意事項や受援対象業務の選定、受援シートの作成・活用に対する考え方を記載
- 第7章 受援計画の実効性の確保**
 - ▶ 実効性の高い受援体制を整備できるよう研修・訓練や検証・改善について記述

手引きの構成

II 編：受援計画（人的応援の受入れ編）の作成

市町村の実態に応じて必要事項を記入することで、I 編の内容を織り込んだ受援計画の作成が可能となる『ひな型』。

応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うことができるよう、災害時の受援体制等や受援対象業務（※）ごとの受援シートを作成

- （※）災害マネジメント、避難所運営、支援物資、災害廃棄物の処理、住家の被害認定調査、罹災証明交付、被災者支援・相談業務の7つの業務を例示

受援シート例

III 編：参考事例

市町村が、受援体制整備を行うにあたって参考となるよう、災害発生時の対応・経験事例や受援体制整備のための取組事例を記載。

資料 3-③ 地方公共団体における防災担当職員（退職自衛官）の活動例

○ 退職自衛官が市の災害対策本部マニュアルを策定した例（鹿屋市）

災害対策本部マニュアル（令和 3 年 5 月）＜抜粋＞

5-5 自衛隊派遣要請

(1) 派遣要請の決定

本部長（市長）は、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、手続きは本部総括・連絡班が実施する。

通信の途絶等により、県知事に対して自衛隊派遣の依頼ができないときには、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するとともに、県知事に対しても速やかにその旨を通知する。

■自衛隊災害派遣の 3 要素（要件）

①公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
②緊急性	災害の状況から直ちに対処しなければならない等、差し迫った必要がある。
③非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

上記以外で、突発的に災害が発生し救援に急を要する場合で、県知事の要請を待ついとまがないとき、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊の判断により部隊を自主派遣し、救援活動を行うことがある。

(2) 派遣要請の方法（手続き）

本部総括・連絡班は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、以下の事項を明らかにし、電話または口頭をもって県（危機管理局防災対策室）に依頼する。

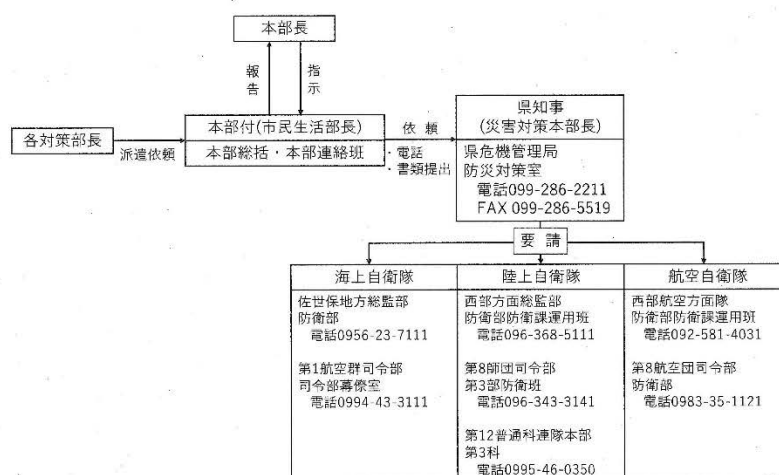
- ①災害の状況
- ②派遣を要する理由
- ③派遣を希望する期間
- ④派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤その他参考となる事項

派遣部隊との連絡方法、宿泊、給食の可能性、道路寸断等に伴う迂回路、救援に必要な資機材、活動拠点、駐車適地、臨時ヘリポート等

事後、速やかに県知事へ依頼文書（自衛隊災害派遣要請依頼書）を提出する。必要に応じて自衛隊に対し、県知事へ派遣要請及び災害の状況について通知する。

本部総括・連絡班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ態勢を整備する。

■自衛隊派遣要請の流れ



(3) 派遣部隊の受け入れ体制

本部総括・連絡班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。ヘリコプターの応援を要請した場合は、本部総括・連絡班は臨時ヘリポートを準備する。

■臨時ヘリポート

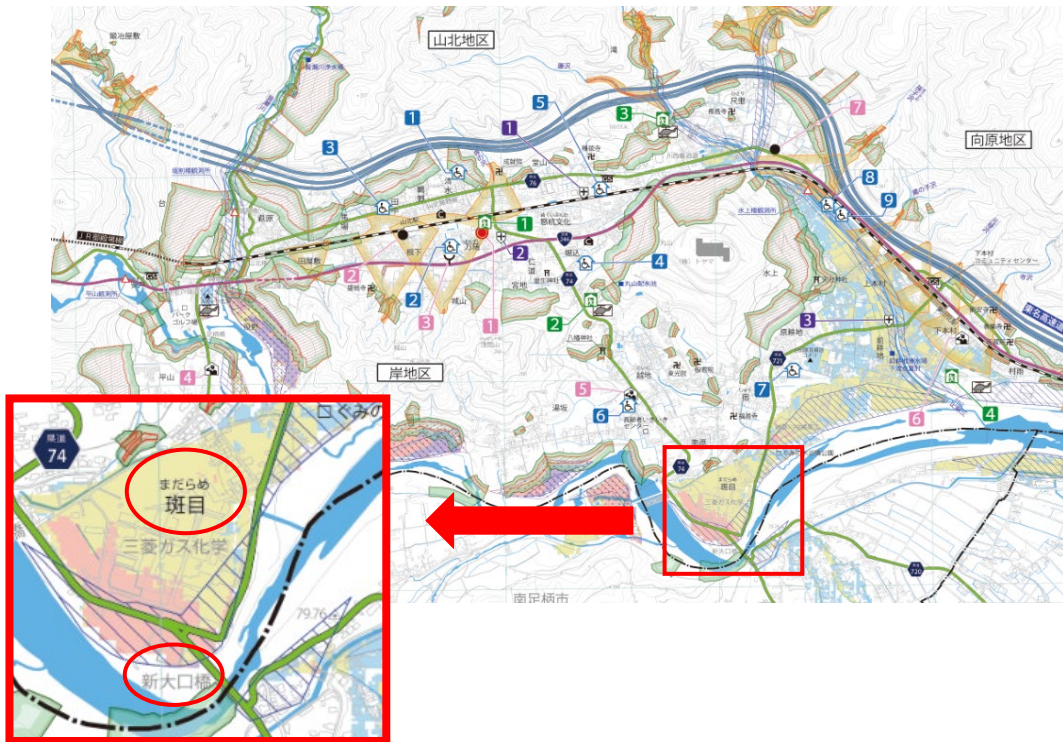
地区	発着場	所在地	連絡先	発着地点面積
鹿屋	市民いこいの森運動公園	西祓川町 189-4	41-6230	20,000 m ²
鹿屋	和田井堰公園	打馬 2-7719		24,340 m ²
輝北	輝北運動場	輝北町上百引 2635	486-0506	12,970 m ²
串良	串良ふれあいセンター	串良町有里 507-1	63-5030	27,937 m ²
吾平	吾平多目的グラウンド	吾平町麓 2492-1	58-6006	11,815 m ²

(4) 派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長(市長)は、他の機関をもって対処できるようになり、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、県知事及び派遣隊長と協議のうえ、県知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。

撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに自衛隊派遣撤収依頼書をもって要請(提出)する。

- 退職自衛官の発案に基づき、ハザードマップに、橋やトンネル等に名称を入れたり、地名に振り仮名を振った例（山北町）



(注) 鹿屋市及び山北町の資料に基づき当省で作成した。